

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年4月17日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 秋田県ごみ処理広域化・集約化計画改定業務委託
- (2) 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和10年3月24日（金）まで

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (4) 令和3年度から令和7年度までの間に、次の①又は②のいずれかの計画の策定又は改定に係る調査の業務を都道府県から受託し、かつ、その業務を誠実に履行し、完了した実績があること。
 - ① 都道府県がその区域内のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化のために作成する計画
 - ② 都道府県が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定により作成する廃棄物処理計画

3 契約条項を示す場所等

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県生活環境部循環型社会推進課 調整・循環型社会推進チーム
電話番号 018-860-1622
メールアドレス recycle@pref.akita.lg.jp

4 入札参加資格確認申請等

- (1) 入札参加に必要な資料等の配布

本公告と同時に秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に公告日から掲載して配布する。

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書類を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 委託業務実績調書（様式第2号）

ウ イに記載した業務実績の契約書の写し及び当該業務の履行を確認できる書類（支払通知書の写し等）

② 提出期間

令和8年4月17日（金）から令和8年4月30日（木）まで。ただし、秋田県の休日（これを定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

④ 提出場所

秋田県生活環境部循環型社会推進課 調整・循環型社会推進チーム

⑤ 提出部数

1部

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったとき、又は、入札参加を辞退するときは、開札前にあっては入札辞退届（様式第7号）を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

5 設計図書等の交付

本業務委託に係る仕様書、契約書案、金額を記載しない委託経費積算書（以下「設計図書等」という。）については、令和8年4月17日（金）から令和8年5月8日（金）までの期間、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問は、令和8年4月24日（金）までに秋田県生活環境部循環型社会推進課に書面（電子メールを含む。）により行わなければならない。

(2) 上記の質問に対する回答は、令和8年4月27日（月）までに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、見積もった入札金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の100分の5以上の金額を、入札の前までに3の場所において納付しなければならない。ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書又は郵便貯金銀行の発行する為替証書の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、納付された入札保証金は、落札者を除き入札終了後直ちに還付することとし、落札者に対しては当該契約の締結後に還付する。そのほか、秋田県財務規則第160条から第163条までの規定による。

(2) 入札保証金の納付の免除

入札参加者が入札保証金免除申請書（様式第8号）に次の①又は②のいずれかの書類を添付して、令和8年4月30日（木）午後5時までに秋田県生活環境部循環型社会推進課へ提出し、審査の結果、秋田県財務規則第162条第1号又は第2号の規定に該当すると認められた場合は、当該入札参加者の入札保証金の納付を全額免除する。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

② 本公告の日から過去2年の間に、国又は地方公共団体と、本公告による業務委託契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行したことを確認できる書類（複数の契約書及び履行を確認できる支払通知書等の写しを提出すること。）

なお、受託業務実績調書（様式第2号）及び当該業務実績に係る契約書の写し等で上記の要件を確認できる場合は、その提出を省略することができる。

(3) 契約保証金

落札者は、見積もった入札金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の100分の10以上の金額を、契約締結時までには納付しなければならない。ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書又は郵便貯金銀行の発行する為替証書の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、落札者はその申出により、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

そのほか、秋田県財務規則第177条から第179条までの規定による。

(4) 契約保証金の納付の免除

落札者が契約保証金免除申請書（様式第9号）に次の①又は②のいずれかの書類を添えて契約締結時までには秋田県生活環境部循環型社会推進課へ提出し、審査の結果、秋田県財務規則第178条第1号又は第2号の規定に該当すると認められた場合は、当該落札者の契約保証金の納付を全額免除する。

① 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

② 本公告の日から過去2年の間に、国又は地方公共団体と、本公告による業務委託契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行したことを確認できる書類（複数の契約書及び履行を確認できる支払通知書等の写しを提出すること。）

なお、受託業務実績調書（様式第2号）及び当該業務実績に係る契約書の写し等で上記の要件を確認できる場合は、その提出を省略することができる。

8 入札書等の提出等

(1) 提出方法

入札参加資格確認申請書を提出した者は、(2)の開札予定日時に秋田県庁本庁舎地下1階入札室に入札書を持参して提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。入札の際は入札書(様式第3号)を、再入札の際は再入札書(様式第4号)を、再々入札の際は再々入札書(様式第5号)を使用するものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、委任状(様式第6号)を提出すること。

(2) 開札予定日時

令和8年5月8日(金) 午後1時30分

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて可能な限り提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(5) その他

- ① 入札執行回数は、3回までとする。
- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。

この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

- ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格を有しないと決定した理由を明らかにした入札参

加資格確認結果通知書を速やかに通知するものとする。

- (6) (5) の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、契約担当者に対し、書面(電子メールを含む。)により入札参加資格を有しないと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- (1) 入札に関する説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書類は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書類を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、委託業務仕様書等を熟知し、入札公告の記載事項を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる入札参加資格要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 入札を3回行い、落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が最も低い者と随意契約の協議を行う。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則の定めるところによる。